令和７年８月の大雨による被災者の方に対する自動車税種別割の減免等について

山　口　県

大雨により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

この度の大雨により被災した自動車について、次のような自動車税種別割の減免等を受けられる場合があります。

|  |
| --- |
| **被災した自動車を修理して使用される場合** |

　災害により壊れた自動車を修理して使用する場合、被災した日から６か月以内に５万円（税込）以上の修理をしたときは、自動車税種別割が減免されます。

１　申請期限

　　被災した日から７か月以内

２　減免額

　　被災した自動車について、令和７年度分の自動車税種別割の２分の１の税額が減免されます。

３　申請に必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 必　要　書　類　等 | 備　　　　　考 |
| 県税減免申請書 | 用紙は県税事務所にあります。  ※山口県税務課ウェブサイトによりダウンロードもできます。 |
| 減免を必要とする理由を証明する書類 | 行政機関などが発行する自動車の「り災証明書」等（写しでも可） |
| 修理費の明細を記載した請求書又は領収書 |  |

|  |
| --- |
| **自動車が被災して使用できなくなった場合** |

　災害により自動車が壊れて、使用することができなくなった場合、抹消登録を行えば自動車税種別割の一部が還付されることがあります。また、すぐに抹消登録をすることが困難な場合は、県税事務所までご相談ください。

|  |
| --- |
| **その他　資金の借入れ等のための納税証明書の交付申請について** |

災害により財産の被害を受けられた場合で、市町長の発行するり災証明書を提示すれば、その復旧等に必要な資金の借入れ等のために使用する納税証明書の交付手数料は無料となります。

|  |
| --- |
| **申請及び問い合わせ先** |

　自動車検査証(車検証)に記載された住所地を所管する県税事務所又は最寄りの県税事務所に詳細をお問い合わせの上、手続きを行ってください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 県税事務所名 | 所　在　地 | 電 話 番 号 |
| 岩国県税事務所 | 〒740-8516  　岩国市三笠町1-1-1（岩国総合庁舎） | 0827-29-1502 |
| 柳井県税事務所 | 〒742-0031  　柳井市南町3-9-3（柳井総合庁舎） | 0820-23-2121 |
| 周南県税事務所 | 〒745-0004  　周南市毛利町2-38（周南総合庁舎） | 0834-33-6414 |
| 山口県税事務所 | 〒753-0064  　山口市神田町6-10（山口総合庁舎） | 083-925-3111 |
| 自動車税課 | 〒753-0821  　山口市葵1-5-58（自動車会館） | 083-922-7691 |
| 宇部県税事務所 | 〒755-0033  　宇部市琴芝町1-1-50（宇部総合庁舎） | 0836-21-2111 |
| 下関県税事務所 | 〒751-0823  　下関市貴船町3-2-1（下関総合庁舎） | 083-223-7193 |
| 萩県税事務所 | 〒758-0041  　萩市江向河添沖田531-1（萩総合庁舎） | 0838-25-9873 |